

厚生労働大臣が定める離島その他の地域

平成18・9・29・厚生労働省告示540号

障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号）第44条第2項（同令第48条第2項において準用する場合を含む。）及び第214条第2項並びに障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第174号）第37条（同令第55条、第70条及び第88条において準用する場合を含む。）、第57条第1項及び第89条第2項の規定に基づき、厚生労働大臣が定める離島その他の地域を次のように定め、平成18年10月1日から適用し、厚生労働大臣が定める離島その他の地域の基準（平成18年厚生労働省告示第230号）は、平成18年9月30日限り廃止する。

障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号）第44条第2項（同令第48条第2項において準用する場合を含む。）及び第214条第2項並びに障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第174号）第37条（同令第55条、第70条及び第88条において準用する場合を含む。）、第57条第1項及び第89条第2項に規定する離島その他の地域であって厚生労働大臣が定めるものは、当該離島その他の地域が次の各号のいずれかに該当することとする。

- 一 離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項の規定により指定された離島振興対策実施地域
- 二 奄美群島振興開発特別措置法（昭和29年法律第189号）第1条に規定する奄美群島
- 三 山村振興法（昭和40年法律第64号）第7条第1項の規定により指定された振興山村
- 四 小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）第2条第1項に規定する小笠原諸島
- 五 沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）第3条第3号に規定する離島
- 六 厚生労働大臣が定める特例居宅介護サービス費等の支給に係る離島その他の地域の基準第6号の規定に基づき厚生労働大臣が定める地域（平成12年厚生省告示第53号）に定める地域